



Ⅲ. 事故をおこすと問われる責任と処分



④懲戒処分
(地方公務員法)

職員の非違行為があったとき、その職員に対する制裁としてなされる処分。非違の程度や情状によって、任命権者が内容を決定。

免職

停職

減給

戒告

人身事故

刑法「過失運転致死傷罪」
懲役7年以下、禁固7年以下、罰金100万円以下

チェック

刑事事件として起訴され、禁固以上の刑が確定すると「免職」となる



※地方公務員法第16条（欠格条項）

人身事故



警察による現場検証
実況見分調書（最重要証拠）

検察庁
(起訴or不起訴)



起訴

正式裁判

懲役刑or禁錮刑

略式起訴

100万円以下の罰金刑

失職した場合の損失



- ・退職金の不支給（県により一部支給の特例がある）
- ・公的年金の減額
- ・再就職が難しい
- ・社会的影響が大きい